

# 平成28年度第3回評議員会

## 議事録

平成28年12月21日（水）

公益財団法人 武藏野市福祉公社

平成28年度 第3回 公益財団法人武藏野市福祉公社 評議員会

1. 開催日 平成28年12月21日（水）午前10時～午前10時30分

2. 会場 武藏野市福祉公社 1階会議室

3. 評議員の現在数 6名（定足数4名）

4. 出席者	評議員（議長） 渡部 敏夫	評議員	江幡 五郎
	評議員 岩岡 由美子	評議員	鈴木 省悟
	評議員 水村 裕一	評議員	竹内 啓博

5. 欠席評議員数及び氏名 なし

6. 傍聴者 0名

7. 議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選出
- 日程第2 議案第4号 個人情報保護規程の一部を改正する規程について
- 日程第3 議案第5号 情報公開規程の一部を改正する規程について
- 日程第4 議案第6号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について
- 日程第5 議案第7号 評議員の選任について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人	議長（会長） 渡部 敏夫
	評議員 江幡 五郎
	評議員 竹内 啓博

10. 議事の経過及び結果について

## 日程第1 議事録署名人の選出

渡部議長から本日の出席者について、出席者評議員6名、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった後に、本評議員会の議事録署名人に江幡五郎評議員、竹内啓博評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

## 日程第2 議案第4号 個人情報保護規程の一部を改正する規程について

## 日程第3 議案第5号 情報公開規程の一部を改正する規程について

渡部議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員から異議なく一括して審議することとした。

### 事務局説明

**福島総務課長** ただいま議題となりました日程第2、議案第4号 個人情報保護規程の一部を改正する規程及び日程第3、議案第5号 情報公開規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。行政不服審査法の改正に伴い、個人情報保護規程及び情報公開規程を改正するため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

**新谷総務主査** 個人情報保護規程の一部を改正する規程の詳細について、ご説明申し上げます。

第25条第2項につきまして、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に合わせるため、字句を改正するものです。第31条第1項第3号についても同じ改定です。第29条から第31条までのうち、「異議」の文言について、行政不服審査法の改正に伴い、「審査」に字句を改正するものです。第29条第2項の異議申出の期間について、改正前は「60日以内」とあるところを、行政不服審査法の改正に伴い、「3か月以内」に字句を改正いたします。

続きまして、情報公開規程の一部を改正する規程の詳細について、ご説明いたします。

第17条において、「異議」の文言について、行政不服審査法の改正に伴い、「審査」に字句を改正するものです。また、第2項において、異議申出の期間について、改正前は「60日以内」とあるところを、行政不服審査法の改正に伴い、「3か月以内」に字句を改正いたします。

第4項において掲げている各号については、当該各号で受けていることから、字句を改正するものです。説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

### 質疑

**江幡評議員** 1点だけですけれども、申出書等の書式についての改正は、規程の改正に合わ

せて行なうということでよろしいのでしょうか。いかがですか。

**新谷総務主査** あわせて書式も改正いたします。

**渡部議長** 40ページから50ページまでの様式で関連する部分を全て改正するということですね。

そのほか、評議員から質疑、意見はなく、日程第2議案第4号個人情報保護規程の一部を改正する規程について及び日程第3議案第5号情報公開規程の一部を改正する規程については、一部修正のうえ、一件ずつ採決の結果、全会一致で原案のとおり本二案は承認された。

#### 日程第4 議案第6号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について

##### 事務局説明

**福島総務課長** 日程第4、議案第6号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。平成28年4月1日、職員給与規程の改正において、給料月額を平均1.7%引き下げたため、退職手当の支給額が減額になることへの対応として、退職手当の算定方法を変更する必要があることから、職員退職手当支給規程を改正するため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

**新谷総務主査** 詳細について、ご説明いたします。退職手当は、基本額と調整額からなりますが、給料表の減額改定により、基本額が減額になることに伴い、東京都、武藏野市と同様に、調整額の単価を1,000円から1,075円に引き上げるもので。次に、附則第2項により、給与規程改正の際に、経過措置として現給保障している者で、経過措置期間が終了する平成30年3月31日までの間に退職した者については、調整額単価を改正前の「1,000円」に据え置くものとします。以上、説明を終わります。

##### 質疑

**渡部議長** これは東京都等の改正に合わせてやっているということですね。

そのほか、評議員から質疑、意見はなく、日程第4、議案第6号 職員退職手当支給規程の一部を改正する規程については、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 日程第5 議案第7号 評議員の選任について

##### 事務局説明

**福島総務課長** 審議の前に水村評議員から辞任願が提出されましたので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

**水村評議員** 2年間の期間でありますけれども、今年6月に歯科医師会の役員改正がありまして、資料にありますとおり、7月からは私の後任として清水道雄という会員が後継者と、一応、副会長となりましたために、今回の評議員の辞任願を提出した次第であります。

新米評議員としてこの2年間大変お世話になりましたし、まず皆様に新人ではありますけれども、いろいろお世話をいただきまして、本当にありがとうございました。まずそれを感謝申し上げまして、簡単ではございますが、私の退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

**福島総務課長** ありがとうございました。

それでは、日程第5、議案第7号 評議員の選任についてご説明申し上げます。

武藏野市歯科医師会から推薦のあった清水道雄氏を、平成28年12月8日に開催した第3回理事会において評議員候補として決議されたため、本評議員会に推薦するものであります。

清水道雄氏は、東京都武藏野市歯科医師会理事であり、清水歯科の院長でもあられます。

資料としまして、「水村評議員の辞任願」「武藏野市歯科医師会からの推薦書」「清水道雄氏の履歴書」「清水道雄氏の就任承諾書」のほか、参考資料といたしまして評議員の資格要件を添付しております。よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

#### 質疑

評議員から質疑、意見はなく、日程第5、議案第7号 評議員の選任については、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 報告事項

**福島総務課長** 本日、五十嵐監事、安田監事ともに欠席でございますが、11月4日に中間監査をお願いいたしまして、事業監査の五十嵐監事からはおおむね当初の事業計画どおり順調に進んでいる、安田監事からは会計処理は適正に処理されており、特に指摘する事項はないという意見をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

以上をもって議案の全部を終了したので議長は閉会を宣言した。

本評議員会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において記名押印します。

平成29年2月17日

議長（評議員会会長）

渡辺敏夫



議事録署名人（評議員）

江崎五郎



議事録署名人（評議員）

竹内啓博

